

くすのき園（介護予防）短期入所生活介護事業所

重要事項説明書

あなたの申し出によりサービスの提供を開始するにあたり、施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈童会
- (2) 法人所在地 三重県鈴鹿市若松西6丁目28番18号
- (3) 電話番号 059-385-3100
- (4) 代表者氏名 理事長 北野 真弘
- (5) 設立年月日 昭和56年2月2日

2. ご利用施設

- (1) 施設の名称 くすのき園短期入所生活介護事業所
- (2) 施設の所在地 三重県鈴鹿市若松西6丁目28番18号
- (3) 管理者 施設長 古川 慎
- (4) 電話番号 059-385-3100
- (5) ファックス 059-385-7200

3. ご利用施設で併せて実施する事業

- (1) 介護老人福祉施設 三重県指定 第 2470300282号 利用定数 80人
- (2) 短期入所生活介護事業所 三重県指定 第 2470300472号 利用定数 10人
- (3) 通所介護事業所 三重県指定 第 2470300464号 利用定数 35人/日
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業 通所介護事業 鈴鹿市指定 第 24A0300848号
利用定数 通所介護事業所と併せて 35人/日
- (5) (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業 鈴鹿市指定 第 2490300221号 利用定数 9人
- (6) 訪問介護事業 三重県指定 第 2470300365号
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問介護事業 鈴鹿市指定 第 24A0300426号
- (8) 居宅介護支援事業 鈴鹿市指定 第 2470300100号
- (9) 鈴鹿第4地域包括支援センター 「わかたけ」
- (10) 鈴鹿第4介護予防支援事業所 三重県指定 第 2400300071号
- (11) 鈴鹿北部認知症総合支援事業所
- (12) 認知症対応型通所介護事業 鈴鹿市指定 第 2490300312号 利用定数 3人/日

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

この事業は、介護保険制度下での施設及び在宅介護事業であり、介護の必要なご利用者が、それぞれのおかれている環境等に応じて、ご利用者自身の選択に基づく保健・福祉サービスを効率的に

提供することを目的とします。

(2) 事業の運営方針

当施設にあつては、ご利用者に最も有利なサービスを提供することにより、ご利用者がその生活において国民としての権利をいささかも制限されず、尊厳をもって安心して生活していただけるよう配慮し、運営するものとします。

5. 施設の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。(介護予防)短期入所生活介護の居室は、原則として個室ですが、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。なお、全体での居室内容は以下のとおりです。

居室・設備の種類	室 数
個 室 (10.65 m ² 以上)	1 2 室
個 室 (10.65 m ² 未満)	2 0 室
2 人 部 屋	1 室
4 人 部 屋	1 4 室
合 計	4 7 室
食 堂	5 室
機能訓練室	1 室
浴 室	2 室
医 務 室	1 室
静 養 室	1 室
相 談 室	1 室
洗 面 所	6 カ所
便 所	9 カ所
その他：面会室、テイルール、法話室、ボランティア室、洗濯室、調理室、汚物処理室、介護材料室、介護職員室、宿直室、事務室、機械室他	

※ 短期入所生活介護の居室は、介護予防短期入所生活介護と併用し 10 床となります。

※ また、上記以外の居室については特養の空床利用となります。どちらの居室も空いている場合は、ご利用者の選択となりますので事前にお問い合わせください。

個室 (10.65 m²以上) と多床室とは滞在費が異なります。

6. 職員の配置状況

〈主な職員の配置〉

職種	員数	区分		常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準	保有資格
		常勤	非常勤			
施設長（管理者）	1	1		1	1	社会福祉士／介護支援専門員
生活相談員	1	1		1	1	介護福祉士／介護支援専門員
介護職員	40	27	13	34	30	介護福祉士 27名 ヘルパー2級 13名 介護職員初任者研修修了者 2名
看護職員	8	4	4	6		正看護師 4名 准看護師 4名
機能訓練指導員	1	1		1	1以上	按摩マッサージ指圧師
介護支援専門員	1	1		1	1以上	社会福祉士・介護福祉士・
医師	3		3		必要数	内科・外科・精神科
栄養士	2	2		2	1	管理栄養士

〈主な職員の勤務体制〉

（1）施設長

施設サービス全般につき、運営・管理する。

勤務時間帯（8:15～17:15） 常勤で勤務

（2）生活相談員

ご利用者及びご家族の相談に応じ、看護、介護担当者とのサービス調整、地域包括支援センター、他関係諸機関との連絡調整を行う。

勤務時間帯（8:15～17:15）

（3）介護職員

ご利用者に対し、日常生活上の世話、援助を行う。

勤務時間帯

早出 A（7:00～16:00）

早出 B（7:30～16:30）

平常（8:00～17:00）

遅出 A（10:00～19:00）

遅出 B（10:30～19:30）

夜勤（16:00～10:00）

（4）看護職員

ご利用者の保健衛生並びに診察の補助及び看護に従事する。

勤務時間帯（8:00～17:00）

（5）機能訓練指導員

ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する訓練を行う。

勤務時間帯（8:00～17:00）

（6）介護支援専門員

ご利用者についてその有する能力を勘案し、自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護計画を作成する。 勤務時間帯（8:15～17:15）

(7) 医師

ご利用者に対し、健康管理及び療養上の指導を行う。

内科：週1回（水曜日） 精神科：隔週1回（金曜日）

(8) 管理栄養士

給食献立作成、委託先の栄養士・調理員の指導等、給食業務全般の管理並びにご利用者の栄養指導を行う。

勤務時間帯（8:15～17:15）

7. 当施設が提供するサービスの概要

(1) 食事

- ・ 栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。

[食事時間]	朝食	7:30～	8:30
	昼食	12:00～	13:00
	夕食	18:00～	19:00

- ・ 医師により、食事制限のある方は食事箋に基づく療養食を提供させていただきます。

(2) 入浴

- ・ 入浴の方法については、利用者の状態に応じて特殊浴（寝たまま又は座ったままで入浴が可能な特殊浴槽で入浴していただくもの）と個別浴（一般家庭同様の浴槽で、お一人で入浴していただけるもの）をご用意しています。なお週に2回入浴していただけますが、利用日に応じて入浴日の変更を行います。また、入浴できない方は清拭を行います。

入浴日 月曜～日曜日の午前または午後

(3) 排泄

- ・ トイレについては、車椅子の方でも利用していただけるよう手すりやナースコールを取り付けています。また、ご自分でトイレに行くことが困難な方には、トイレ誘導やポータブルトイレを使用し、快適に過ごせるよう排泄の支援をさせていただきます。やむを得ず、日常におむつを使用されている方は、尿の量や皮膚の状態を考慮しながら、パンツ式紙おむつやテープ式紙おむつ、尿とりパッド等を併用し、それぞれの状況に合った排泄介助を行います。

(4) 離床・着替え・整容等

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・ シーツ交換は、利用ごと又は最低週1回以上、寝具の消毒については、随時実施します。

(5) 医療及び健康管理

- ・ くすのき園には診療所があります。看護師が業務にあたっておりますが、一般病院や老人保健施設と違い、医師が常駐はしていません。褥瘡の処置や留置カテーテル等の必要な方は、看護職員が行いますが、場合によっては対応できない処置もあります。また、夜間における痰の

吸引及び経管栄養の取り扱いについては、看護師の指導のもとで介護職員がその任にあたる場合がありますので、利用前に主治医の先生とよくご相談してください。利用中のご本人の状態に変化があれば、その都度ご家族の方に報告させていただきますが、緊急の場合を除き、ご家族の方に対応をお願いしております。緊急を要する場合で、主治医の先生と連絡が取れない時は、当施設の嘱託医に受診していただくことも可能です。

(6) 機能訓練

- ・ ご利用者の機能維持（増強）、日常生活動作の自立、改善を目的として、生活の一部として訓練を行います。機能訓練指導員の指示により、個別プログラムを作成し、楽しみながら参加できるように工夫します。

(7) 相談及び援助

- ・ ご利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(8) 社会生活上の便宜

- ・ 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。
(主な娯楽) 囲碁・将棋、カラオケ、脳トレ、季節行事等、舞踊・演芸の鑑賞

8. 利用料等

(1) サービス利用料金（1日あたり）

要介護度 (単位数)	要支援 1 (481)	要支援 2 (591)	要介護 1 (658)	要介護 2 (727)	要介護 3 (800)	要介護 4 (870)	要介護 5 (939)
サービス利用料金	4,968 円	6,105 円	6,797 円	7,509 円	8,264 円	8,987 円	9,699 円
利用者負担の 割合が 1 割の方	497 円	611 円	680 円	751 円	827 円	899 円	970 円
利用者負担の 割合が 2 割の方	994 円	1,221 円	1,360 円	1,502 円	1,653 円	1,798 円	1,940 円
利用者負担の 割合が 3 割の方	1,491 円	1,832 円	2,040 円	2,253 円	2,480 円	2,697 円	2,910 円

※ 自己負担割合は、ご利用者に届いた介護負担割合証に記載されています。

※ 単位数には①機能訓練体制加算 12 単位、②夜勤職員配置加算 13 単位(要介護 1 以上)、③サービス提供体制強化加算(I)12 単位、が含まれています。さらに介護職員処遇改善加算(I)8.3%及び介護職員等特定処遇改善加算(II)2.3%、介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)を乗じた数値が加算されています。なお令和 6 年 6 月 1 日から介護職員処遇改善加算等は一本化され、介護職員処遇改善加算(I)として 14%を乗じた数値に変更されます。

《その他の加算》

- ※ 厚生労働大臣が定める基準に則り、常勤の正看護師を 1 名以上配置した場合に看護体制加算(I) (4 単位/日)を、特養の看護職員と併せて常勤換算で 4.2 人以上配置した場合に看護体制加算(II) (8 単位/日) を加算いたします。
- ※ 当施設において、ご利用者が利用していた訪問看護事業所に健康上の管理を行わせた場合は、在宅中重度者受入加算(421 単位/日)がかかります。
- ※ 医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に療養食加算(8 単位/回)がかかります。
- ※ 医師が、認知症の行動・心理症状により在宅での生活が困難であると判断され、緊急に利用した場合、利用を開始した日から 7 日を限度として、1 日につき 200 単位が加算されます。
- ※ 若年性認知症のご利用者について、若年性認知症利用者受入加算(120 単位/日)がかかる場合があります。
- ※ ご利用者やご家族の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めの方に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、1 日につき 90 単位が加算されます。但し、7 日（ご利用者の日常生活の上の世話をを行うご家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日）を限度とします。
- ※ 重度なご利用者（胃瘻、吸痰吸引等を実施している状態）を受け入れる場合、急変予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や主治医と連絡が取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行った場合に 1 日につき 58 単位を加算する場合があります。
- ※ 送迎サービスは、鈴鹿市内と四日市市楠町として、ご利用者の状態や・ご家族等の事情により、行えない場合に行います。その際、送迎加算（184 単位/片道）がかかります。
（上記以外の場合は「介護保険対象外サービス」に記載しています。）
- ※ 看取り期のご利用者を受け入れる場合、死亡日と死亡日前 30 日のうち 7 日を限度として看取り連携体制加算（64 単位/日）を加算いたします。
- ※ ご利用者の安全と介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討し、必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続して行う場に、生産性向上推進体制加算Ⅱ（10 単位/月）を加算いたします。さらに見守り機器等のテクノロジーや職員の役割分担、業務改善効果データを厚生労働省に提出する場合は生産性向上体制加算Ⅰ（100 単位/月）を加算いたします。

◇要介護認定を受けていない場合

サービス利用料金の全額を負担していただき、認定後に自己負担額を除く金額を払い戻しいたします。

◇居宅サービス計画が未作成の場合

サービス利用料金の全額を負担していただき、作成後に自己負担額を除く金額を払い戻しいたし

ます。

(2) 介護保険給付外サービス

① 滞在費

滞在中の居室をご使用いただく料金（光熱水費を含む）をご負担いただきます。

	滞 在 費
個 室	1, 3 0 0 円
多 床 室	1, 0 0 0 円（注1・2）

注1 多床室の滞在費については光熱水費相当額となります。

注2 多床室は特養の空床利用となります。

② 食事代

施設で提供する食材料費・人件費など食事提供にかかる費用をご負担いただきます。

（食事提供にかかる光熱水費は含まれません。）なお、食事サービス費は下記のとおりいただきます。

朝食 440円 昼食680円 夕食 540円

③ 送迎サービス

ご利用中の外出や医療機関等への受診等で外出する場合で、ご家族等で送迎ができない時に、施設で送迎させていただける場合もあります。

鈴鹿市・四日市市楠町内 : 1回につき、 2, 0 0 0 円

その他の地域 : 1回につき、 3, 5 0 0 円

④ 理美容サービス

ご利用者の希望により、出張理美容サービスをご利用いただけます。

実費 (1,900円～)

⑤レクリエーション等活動費 材料費等、要した費用の実費

ご利用者の趣味や活動能力に応じ音楽、おやつ作り、工作などのレク活動をご用意しています。

レク活動や行事によっては、別途材料費・参加費などの実費のかかるものがあります。

また、園行事によるショッピングや園内売店等の代金については、要した金額の実費がかかります。

⑥受診付き添いサービス

ご利用者、またはご家族様の希望により、ご利用中に受診する場合で、ご家族等で付き添いができない時に施設職員で付き添わせていただきます。ただし、日程等で付き添い職員の都合上、ご希望に添えない場合もございます。

30分あたり 2, 5 0 0 円

9. 当施設ご利用の際に留意頂く事項

(ご面会について)

ご面会については、次のことをご周知ください。

- ① ご面会の際は所定の場所に面会簿が置かれていますので、ご面倒ですが面会される方、お一人お一人のお名前と、続柄をご記入ください。

- ② 面会時間は、できましたら午前8時から午後7時までをお願いします。
- ③ ご利用者の中には、飲み込みの悪い方、食物の量がコントロールできない方、医師から食事について注意を受けている方などがおられますので、以下のことについては、特に注意してください。
- ・ 食べ物の手土産は少量をお願いします。
 - ・ 生ものは一回で食べきれだけの極少量をお願いします。
 - ・ 同室者へのご配慮はご遠慮申し上げます。
- ④ ご家族の方々の職員に対する心遣いは、固くご辞退します。

(外出)

ご家族が、外出を希望される場合は、ご利用者の体調が良ければ、必要な時に自由にしていただいても結構です。なお、所定の外出届に必要事項をご記入いただき、職員の許可を得てください。また、帰園後は確認のサインをお願いしております。

(施設・設備のご利用)

施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。

(喫煙・飲酒)

火災予防・健康維持の観点から喫煙される方は、居室以外の決められた喫煙場所をお願いします。また、ライターは職員が管理させていただきます。

飲酒は、原則として園内ではできませんが、ご利用者の希望により、主治医・ご家族と相談のうえ、配慮させていただきます。

(迷惑行為等)

騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。

(宗教活動・政治活動)

施設内での他のご利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

(動物飼育)

施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

10. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合、速やかに必要な処置を行い、ご利用者のご家族、必要に応じては医療機関等に連絡を取るとともに、鈴鹿亀山地区広域連合に報告することとします。

11. 医療機関

利用者に病状の急変があった場合、即座にご家族・主治医に連携を取り、指示に従いますが、連絡が取れない場合は、次の医療機関（当施設の嘱託医）にて対応させていただきます。

高木病院	院長	高木啓介
	副院長	高木哲之介
	所在地	鈴鹿市高岡町550
	電話番号	059-382-1385
	診療科	内科、外科、消化器科、肛門科、皮膚科
	入院設備	有

12. 身体拘束の禁止について

施設及び職員は、入所者の行動を制限するような身体拘束は行いません。ただし、入所者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等できる限り詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を5年間保存するものとします。

- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ります。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 4 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

13. 虐待防止の推進について

施設及び職員は、入所者の人権擁護、虐待防止のため、次に掲げる措置を講じます。

- 1) 高齢者虐待防止の指針を整備します。
 - 2) 高齢者虐待防止の対策を検討する会議を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知を行います。
 - 3) 職員に対して、人権擁護、虐待防止等の研修を定期的に行います。
 - 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2 サービス提供中に、当該施設の職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

14. 事業継続計画の策定等について

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 施設は、職員に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

15. 非常災害時の対策

(1) 非常時の対応

別途定める「くすのき園消防計画」の規定により対応します。

(2) 近隣との協力

防災訓練・地震災害応急対策について、若生自治会、上箕田自治会、くすのき保育園と連携し、非常時の相互の応援体制を引いています。

(3) 平常時の対応

別途定める「くすのき園消防計画」の規定により、月1回防災訓練（避難誘導・通報・消火）を実施します。

(4) 防災設備

設備名	個数	設備名	個数
スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
非常警報設備	あり	消火器	46カ所
非常口	17カ所	屋内消火栓	11カ所
自動火災報知器	あり	非常通報装置	9カ所
誘導灯	40カ所	漏電火災報知器	あり
ガス漏れ警報機	あり	非常用電源	あり

(5) 防火管理者 古川 慎

16. 相談、要望、苦情等の受付について

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記の窓口までお申し出ください。

○第三者委員 中川 久子
中村 次男

○苦情解決責任者 施設長 古川 慎

(苦情受付窓口) 事務長 加藤 恵子

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

○他機関での苦情受付も行っています。

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課

TEL 059(369)3201

三重県社会福祉協議会

三重県福祉サービス運営適正化委員会（苦情相談室）

TEL 059（224）8111

三重県国民健康保険団体連合会

介護保険課苦情処理係

TEL 059（222）4165（専用電話）

私は、本書面に基づいて貴施設の職員（職名 _____ 氏名 _____）
から上記の重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

（ご利用者）

住 所 _____

氏 名 _____

身元引受人

（署名代行者） 住 所 _____

氏 名 _____

（続柄 _____）